

(様式第 2 - 14 号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和元年 7 月 1 日
宮 崎 県 新 富 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号 事業	2 号 事業	3 号 事業	4 号 事業	地域 (農林業センサス区分)	重点地域 との 重複の有無		
○				中須、伊倉、末永、舟津、 塚原、今町、富田町、新馬場、 大淵、軍瀬、横江、王子 西五反田、東五反田	無	平成 27 年度～令和元年度	新富広域協定運営委員会